

高松市監査委員告示第28号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年12月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和4年12月28日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見 【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10	創造都市推進局	農林水産課	R4.12.7
2	H30	H31.2.28	第1号	意見 【重点】	補助金等交付事務の統制的な検証と見直し体制の構築について	P8	総務局及び財政局		R4.11.28
3	R元	R2.2.28	第4号	指摘 【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	創造都市推進局	文化財課	R4.11.18
4				指摘 【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24		スポーツ振興課	R4.11.22

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

（1）補助金交付事務について

補助金は、地方自治法の規定に基づいて、特定の事業、研究等を育成、助長するために本市が公益上必要であると認められた場合に支出するものであり、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を果たしてきたが、近年、その支出は長期化し既得権化する傾向を見せており、また、本市の財政状況も厳しい中、適正に執行していく必要がある。

このような状況のもと、補助金交付事務については、これまで個別の定期監査を通じて、監査委員の意見を付してきたが、本市の補助金制度に係る全庁的な問題点・課題を把握し、その改善案を提示することが市民にとって有用であることから、年度を通じ、全局を対象とした行政監査を実施する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

（2）財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じ、最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意見の内容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年12月7日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、該当する補助事業のうち、農業青年クラブ育成事業については令和元年度末に、森林組合事業については3年度末に廃止した。</p> <p>なお、農業共済組合事業については、本市に住所を有する農業者数等に基づき、毎年、補助金額を見直すとともに、交付申請に当たっては、平成30年度から、添付資料である「総代会議案」に基づき、財産目録等の財務状況のチェックを行うこととした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／総務局及び財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	補助金等交付事務の統制的な検証と見直し体制の構築について		
意見の内容	補助金等交付事務の見直しに際しては、統制事務を所管する局が連携し、各事業の実績やあり方を検証するとともに、補助事業の有効化・効率化に向け、補助金等を執行する課に対して実効性のある助言・指導ができる体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月28日
所管課等	総務局及び財政局
措置結果	<p>本件意見については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」及び「高松市補助金等見直し方針」に沿った見直しの確認ができるよう、平成31年度予算分から、予算要求資料である「補助金・交付金調書」に項目を追加するとともに、終期設定した年度においては、各所管課によるチェックリストを活用した検証結果を人事課行政改革推進室及び財政課に報告させるなど、チェック機能を強化した。</p> <p>また、上記の結果、検証や見直しできていない事業については、予算査定や予算執行における指示事項にて、見直しを指示するなど、補助事業の有効化・効率化に向け、関係局が連携した、より実効性のある見直し体制とした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月18日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則」が令和2年4月1日から施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月22日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則」が令和2年4月1日から施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。